

登戸2号街区公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業に関する 設置等予定者（優先交渉権者）を決定しました！

本市では、登戸土地区画整理事業で新たに整備する川崎市多摩区登戸2号街区公園において、市と地域が協働して公園のレイアウト検討及び管理運営協議会設立等に向けた取組を進める中、公園のより一層の魅力向上につながるようなカフェや集会所を求める地域からの意見を踏まえた施設整備等を実施するため、都市公園法に基づく公募設置管理（Park-PFI）制度による公募を行いました。

このたび、本事業の設置等予定者（優先交渉権者）について、学識経験者で構成する「川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」（以下「委員会」という。）の審査・選定を経て、次のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

今後は、令和7年7月（予定）の供用開始に向け、当該事業予定者と基本協定の締結等の手続きを進めていきます。

1 事業対象地の概要

- (1) 所在地 川崎市多摩区登戸 2205-1
- (2) 面積 約2,500㎡
- (3) 公園種別 街区公園



2 応募・選定結果

- (1) 応募者数 1事業者
- (2) 設置等予定者 株式会社 井出コーポレーション
(所在地：多摩区登戸1891 第3井出ビル2F2号)

3 事業期間

収益施設の供用（営業）開始日から10年（申請により最長10年の更新が可能）

4 設置等予定者（優先交渉権者）の提案概要

【コンセプト・機能】

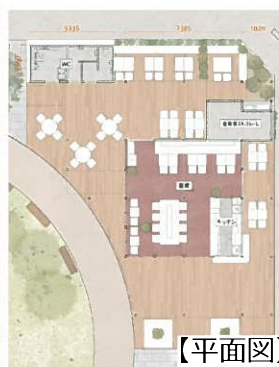
- ・ 「日常の暮らしがちょっとでも豊かになる公園」を目指し、地域の愛着を育む「みんなのまちに開かれた」カフェをつくります。
- ・ 地域住民による多様な活動を支えるため、カフェには地域コミュニティの集会や地域イベント等に利用できるレンタルスペース機能を導入します。カフェの営業時間は、平日 10:00～18:00、土日祝日 8:00～18:00（月曜日は定休日）とします。
- ・ トイレは、ベビーチェア等を設置した車いすでの利用が可能な個室トイレを整備し、安全性を確保するため視認性の高い位置へ配置します。また、自動施錠装置を導入することで、カフェの定休日・閉店時でも10:00～18:00に利用可能とします。

【整備・運営内容】

- ・ 特定公園施設として、多様な使い方を可能とするベンチテーブルや、カフェと公園をつなぐウッドデッキ・植栽帯を整備します。
- ・ 「まちのセレクトカフェ」をコンセプトとして、登戸・向ヶ丘遊園エリアに誘致実績のある店舗を中心にセレクトを行うとともに、登戸ならではのメニューを提供することで、地域固有の魅力を発信します。
- ・ 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区で営む地元企業として、管理運営協議会の一員となり、美化・清掃やイベント運営をはじめとした公園活動に積極的に参加していきます。
- ・ 大きな軒下を持つ施設は、災害時には地域の防災活動を支える場所となります。



【公園全体】



【平面図】



【建物外観】



【カフェ内部】

※ イメージパースのため、設置等予定者（優先交渉権者）との協議等により変更する場合があります。

5 選定方法

本市による資格確認を実施し、委員会において提案内容の評価を行いました。本市は委員会からの審議結果の報告を受け、設置等予定者（優先交渉権者）を決定しました。委員会における審議結果詳細及び講評は、以下の本市ホームページにて後日公開いたします。（8月下旬公開予定）

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000159505.html>



6 今後のスケジュール（予定）

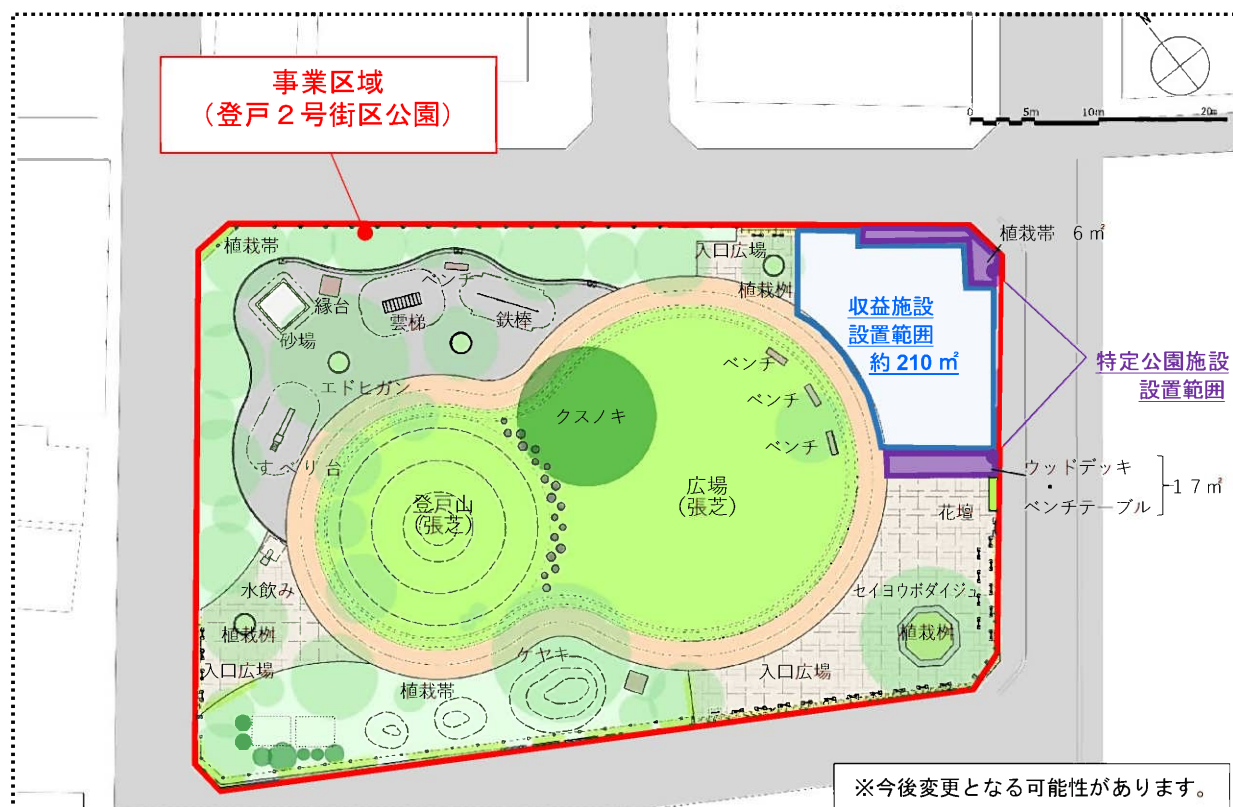
令和6年 8月（予定）	公募設置等計画の認定、基本協定の締結
令和7年 1月（予定）	公園内施設工事着手
令和7年 7月（予定）	公園・施設の供用開始

【問合せ先】

■ 登戸土地区画整理事業及び公園整備に関すること
川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所 柴
電話 044-933-8581

■ 川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に関すること
川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課 坂
電話 044-200-0510

<Park-PFI を踏まえた登戸 2 号街区公園基本設計図>



Park-PFI 制度とは…

飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定する「公募設置管理制度」です。

【公募対象公園施設（収益施設）】

飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

【特定公園施設】

園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。

<川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 委員>

大沢 昌玄	日本大学理工学部土木工学科 教授
志村 恵美子	公認会計士
中島 伸	東京都市大学都市生活学部都市生活学科 准教授
棚野 良明	前 中央大学研究開発機構 機構教授
水庭 千鶴子	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授

<事業者選定までの経過>

日程	内容
令和 3 年 8 月	「登戸土地区画整理事業公園基本計画」策定
令和 4 年 1 1 月	PPP プラットフォーム意見交換会の実施（事業性の検証やニーズの把握）
令和 5 年 7 月	サウンディング型市場調査の実施（公募条件の整理等）
令和 6 年 2 月	第 1 回選定委員会（公募設置等指針の確認・評価基準等の審議）
” 3 月	事業募集開始
” 4 月	事業応募締切
” 7 月	第 2 回選定委員会 書類審査の実施
” 7 月	第 3 回選定委員会 ヒアリング審査の実施